

機関番号：11201

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2010

課題番号：21760460

研究課題名（和文） 歴史文化景観の保全・形成に向けた景観マネジメントに関する研究

研究課題名（英文） Landscape management for the preservation of the historical landscape

研究代表者

三宅 諭 (MIYAKE SATOSHI)

岩手大学・農学部・准教授

研究者番号：60308260

研究成果の概要（和文）：本研究は、はじめに町家等の保全の先進的自治体を事例として景観施策の整理を行った。次に、盛岡市鉾屋町の歴史的街並みにおけるこれまでの取り組みとその成果を明らかにし、町家活用が新たな担い手の活動拠点となるプロセスを明らかにした。

以上より、歴史文化景観の利用価値を高め、緩やかで信頼できるネットワークを築くことで景観保全・形成に向けた新しいマネジメント主体の構築が可能となることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：Firstly this study reviewed a landscape measure of advanced municipality for the preservation of townhouses. Then, I clarified an action in the historical landscape preservation and the result in Natayacho, Morioka City. In addition, I clarified a process to have the headquarters of a new supporter in the townhouse utilization.

Therefore, it was clarified that the management subject with landscape preservation was formed by building the network and by using townhouses.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：工学

科研費の分科・細目：建築学・都市計画・建築計画

キーワード：町家、改修助成、景観計画、景観条例、歴史文化景観、景観マネジメント

## 1. 研究開始当初の背景

景観法制定から5年が経過し、現在までに100を超える景観計画が策定されている。しかし、景観法だけで望ましい地域景観を形成できることはなく、策定された計画を実現していくための仕組み（すなわちマネジメント）が問われてくるといえる。一方、各地で町家再生が注目されている。多くは住民協定の締結や町家公開が条件となるなど、まちづくりの一環として広めたいという意図が伺え、制度だけでなくマネジメントの動きが芽

生えている。つまり、町家保存、再生が景観まちづくりに対する取り組みの契機となっている。

## 2. 研究の目的

本研究は、景観に関する法制度の充実化を受け、今後の景観施策のポイントを制度を運用するマネジメントに求め、有用な景観マネジメントの仕組みを明らかにすることを目的としている。

はじめに、町家等の保全の先進的自治体と

して積極的な取り組みをしていると思われる京都市、金沢市、小松市、加賀市、大津市、大野市、津山市を事例として施策の整理を行った。次に、盛岡市鉦屋町の歴史的街並みにおけるこれまでの取り組みとその成果を明らかにし、町家活用が新たな担い手の活動拠点となるプロセスを明らかにした。

以上の成果から、歴史文化景観の利用価値を高め、緩やかに信頼できるネットワークを築くことで景観保全・形成に向けたあたらしいマネジメント主体の構築が可能となることを明らかにした。

### 3. 研究の方法

(1) 先進事例調査では、各自治体担当者へのヒアリング調査と資料収集を行い、景観施策の経緯と内容、景観計画策定状況、町家補助制度の内容および利用実態を把握した。その上で現地調査を行い、改修による景観保全の効果を確認した。

(2) 町家改修に積極的な自治会、財団といったマネジメント主体にヒアリング調査を行い、行政施策の有用性と課題を明らかにした。

(3) 盛岡市では行政へのヒアリングおよび資料収集により、現在の景観施策を把握するとともに、鉦屋町の町並み保存に至る経緯をレビューした。

(4) (3)を受けて、現地調査および資料分析から町家改修実態を明らかにするとともに、新たな主体となりつつある若者グループへのヒアリング調査を行い、マネジメント主体の形成過程および実現要因を明らかにした。

### 4. 研究成果

(1) 景観まちづくりへ向けた町家等改修助成制度の運用状況と課題

#### ① 研究の対象

町家等の保全の先進的自治体として有名な京都市、金沢市に加えて、町家助成につい

て積極的な取り組みをしていると思われる小松市、加賀市、大津市、大野市、津山市を事例として取り上げ、2009年9月から2010年2月にかけて対象7市の担当者へのヒアリング調査と資料収集を行った。

#### ② 各自治体の景観施策の策定状況と助成制度の概要

各自治体の景観施策に関する状況と町家に関する助成制度の概要を表1に示す。

各自治体の助成制度の開始・改正年度は表1の通りであるが、景観行政団体となり、法に基づく景観施策を策定している4市(大津市、京都市、大野市、金沢市)においては2008年以降に事業が多く設けられている。この4市は2004年から2006年の間に景観行政団体となっていることから、景観行政団体になることで独自の施策体系を整備、運用しやすくなり事業が本格化したことがうかがえる。

#### ③ 助成制度の運用内容

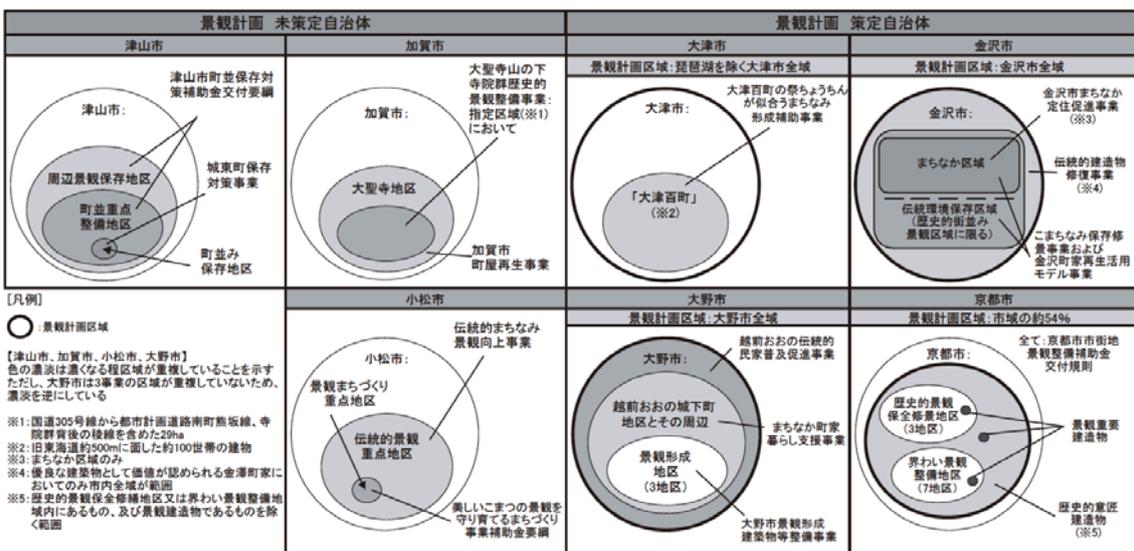
各自治体の助成制度の内容を図1に示す。

表1 各自治体の景観施策の策定状況と助成制度の概要

市	景観行政団体	景観計画	景観条例	町家改修助成制度	開始・改正年
津山市	×	×	×	城東町並保存対策事業 津山市町並保存対策補助金交付要綱	S63 H11
加賀市	○	△	●△	大聖寺山の下寺院群歴史的景観整備事業 加賀市 町屋再生事業	H11 H18
小松市	△	△	●△	美しいこまつの景観を守り育てるまちづくり事業補助金公布要綱 伝統的まちなみ景観向上事業	H17 H21(単年)
大津市	○	◎	◎	大津百町の祭ちょうちんが似合うまちなみ形成補助金交付要項	H20
京都市	○	◎	◎	京都市市街地景観整備補助金交付規則	H19
大野市	○	◎	◎	大野市景観形成建築物等整備事業 まちなか町家暮らし支援事業 越前おおの伝統的民家普及促進事業	H17 H20 H20
金沢市	○	◎	◎	伝統的建造物修景事業 こまちなみ保存修景事業 金沢市まちなか定住促進事業 金澤町家再生活用モデル事業	H20 H20 H21 H21(単年)

【凡例】  
○：景観行政団体  
◎：景観法に基づく条例・計画  
●：自主条例  
△：景観行政団体へ移行もしくは景観法に基づく景観施策の策定中  
×：なし

図1 各自治体の助成制度の運用内容



【凡例】  
○：景観計画区域  
【津山市、加賀市、小松市、大野市】  
色の濃淡は濃くなる程区域が重複していることを示す  
ただし、大野市は3事業の区域が重複していないため、濃淡を逆している

※1: 国道305号線から都市計画道路南町魚坂線、寺院群後の段差を含めた2ha  
※2: 旧東海道約500mに面した約100世帯の建物  
※3: まちなか区域のみ  
※4: 優良な建築物として価値が認められる金澤町家においてのみ市内全域が範囲  
※5: 歴史的景観保全地域又は界わい景観整備地域内にあるもの、及び景観建造物であるものを除く範囲

景観計画を策定していない自治体は津山市・加賀市・小松市の3市である。この3市は景観、町並み整備が必要である地区を指定し、その中でも特に重点的に取り組む区域を定め、助成制度を設けている。ただし、小松市の「景観まちづくり重点地区」は「伝統的景観重点地区」外にも定められることがある。したがって、図1に示すように「伝統的景観重点地区」の地区内に「景観まちづくり重点地区」があるとは限らない。

一方、景観計画を策定している自治体は大津市・金沢市・大野市・京都市の4市である。大津市は、市全域を景観計画区域としているものの、景観計画区域内にある「大津百町」という地区を整備地区に定め、助成制度を設けている。市内のある地区を定め、そこに対する助成制度という点で、景観計画未策定市と同様の設け方と見ることができる。京都市、大野市、金沢市では、景観計画区域内全域が助成制度の対象となるように地区を定めている。その中でも京都市と大野市は複数の事業対象地区が重ならないように指定している。一方、金沢市は同じ地区でも助成制度が重なっている。

④景観計画区域策定の効果

景観計画区域を定めている自治体と定めていない自治体では、助成対象となる地区指

定、方法に違いが見られた。景観計画区域を策定している場合は、景観計画区域の目的に合わせて、特定された区域だけではなく、計画区域全域で制度を運用し、良好な景観形成が期待されているといえる。

⑤助成の対象となる項目について

各自治体が助成制度の対象としている項目を表2に示す。

設計については小松市、大野市、金沢市が助成している。小松市には構造補強に伴う設計が、金沢市には防災構造整備・診断という項目がみられる。建築物への助成のみならず、設計段階にも助成を行っていることから積極的な改修支援と景観保全を目指していることがわかる。

建築物については、7市全てにおいて外観に関する改修・修復などの制度がみられる。小松市は外観の修復等に関する防災構造の整備も含んでいるのが特徴的である。新築の場合、小松市、大野市、金沢市において外観に関する項目があり、特に金沢市は外観のみならず新築する戸建て住宅に対する助成制度も設けている。

また加賀市、小松市、金沢市においては、建築物の外観だけではなく、「内部改修」、「まちなかの賑わい創出に貢献する施設への改修」という項目がみられる。これらはギャラ

表2 助成制度の対象となる項目

項目	経費対象	津山市		加賀市		小松市		大津市		京都市		大野市		金沢市				
		津山市 町並み保存 補助金交付 要綱	城東町 町並み保存 事業	加賀市 町並み再生 事業	大聖寺 山の下の 寺院群 歴史的景観 整備事業	美しいま つ方の景 観を守り 育てるま ちづくり 事業補助 金要綱	伝統的 まちなみ 景観向上 事業	大津百 町の祭 りが年 会うま ちなみ形 成補助金 交付要綱	京都市 市街地 景観整 備補助 金交付 規則	大野市 景観形 成建築 物等 整備事 業	まちなか 町家暮らし 支援事 業	越前お おの伝 統的民 俗文化 促進事 業	伝統的 建造物 修復事 業	こまちな み保存 事業	金澤ま ちなか 定住性 促進事 業 (まちな か住宅 建築奨 励金)	金澤ま ちなか 定住性 促進事 業 (まちな か住宅 リフォーム 支援事 業)	金澤町 家再生 活用モ デル事 業	
設計	新築・改築・修繕等に伴う設計経費					○												
	設計監理、実施設計						○ (※4)					○						○ (※8)
建築物	防災構造整備(診断・設計・補強工事)												○	○				
	補修・補強・改修・修復・修繕・復旧・修業・外観	○	○	○	○	○ (※2)	○	○	○	○	○	○	○ (※7)	○	○	○	○	○
	増築・改築・外観																	
	新築					○ (※3)						○ (※3)	○ (※3)		○ (※3)	○		
	内部改修							○ (※5)										○ (※9)
	まちなかの賑わい創出に貢献する施設への改修			○			○											
	伝統的な建築形態の維持・回復工事 (漆喰等の伝統的な素材を用いたもののみ)			○			○											
塗装修理・外観の色彩の過半の変更		○																
建築物等の取壊・撤去																		
工作物	工作物の修理・修業、広告物等の設置及び除去							○ (※6)			○							
意匠	屋根等		○ (※1)								○							
	格子・格子戸の修復・修理・修業					○		○							○			
外構	塀、土塀等の修復				○	○	○	○			○ (※3)			○				
	柵・生垣・竹垣等の修復				○	○	○	○						○				
	門の修復				○	○	○	○						○				
構造	補修・改修											○					○	
	耐力上必要な主要構造部 (柱、梁、筋交い、基礎等)の補強			○			○											
	防塵・防錆工事			○			○											
設備	内部水回りの改修																	○
	設備機器の移設又は隠蔽											○						
その他	防災施設整備																	
	滅失防止									○								
	空き家の活用(最初の1年間のみ)、 保存団体の活動費等(※10)															○		
	専用駐車場の修業・緑化 復旧:石垣の積み直しや生垣の補植		○				○											

※1: 屋根葺替  
 ※2: 防災構造の整備含む  
 ※3: 外観のみ  
 ※4: 外観修復、内部改修、構造補強に伴う  
 ※5: 内容により市の住宅改修制度の活用が可能(耐震改修補助内容も含む)

※6: 看板  
 ※7: 屋根・内装・設備工事は除く  
 ※8: 耐震診断費含む  
 ※9: 構造補強費含む  
 ※10: 病、病害虫(白アリ等)の防除処理、駐車場の借り上げ等(金沢市)

リー、作業場、店舗等へ改修し、改修後市民への公開や、地域コミュニティのコアとして、町家の継承・活用に積極的に取り組むという条件のもと、定められているものである。外観のみならず、内部の改修にも助成し、それを公開することでまちなかの賑わいを図ることを目指している。

構造の補強については、加賀市、小松市、大野市、金沢市で対象となる項目がみられる。建築物の外観のみが対象となることが多いが、構造も助成対象となっている。

以上より、従来の外観修復だけでなく、設計段階や外観に関わる内部にまで助成対象が広がりつつあることがわかる。景観という側面からの保全だけでなく、利活用というまちづくりの視点からも助成できるように町家等による景観保全に対する考え方が変化しているといえる。

### ⑥各自治体の施策内容

各自治体の施策内容を表3に示す。

すべての自治体において取り組まれているものとしては、町家に関する地区指定、委員会・協議会・NPO等の設立、市民の意識の啓発・高揚である。また実施自治体が5つ以上の項目は、町家改修手引書等の整備、アドバイザー等支援体制の整備・拡充、優良町家の認定、公開等、地域交流の場としての町家活用である。実施自治体が4市以下の項目は、耐震化の促進、町家の流通拡充、まちなかの賑わい創出に貢献する施設の整備、まちづくり協定等の締結の推進、技術の継承と人材育成となっている。

つまり、住民組織、協働組織の設立、市民意識の向上、町家等の整備に取り組む地区指定などはほぼすべての自治体で実施されているといえる。一方、賑わい創出や協定といった取り組みはまだ少なく、これから進展することが期待される。しかし、今後住民主体による景観まちづくりへと展開させていくためには、委員会、協議会等の主体となる組織の設立だけでなく、アドバイザーなどの専門家と一緒に協定締結を図ることや、町家の利活用による賑わい創出することを施策として取り組むことが求められる。

表3 各自治体の施策内容

施策内容	津山市	加賀市	大野市	大津市	京都市	小松市	金沢市
1.まちなかの賑わい創出に貢献する施設の整備		○				○	○
2.技術の継承と人材育成						○	○
3.耐震化の促進				○	○	○	○
4.町家の流通拡充				○	○	○	○
5.まちづくり協定等の締結の推進			○	○	○	○	○
6.町家改修手引書等の整備			○	○	○	○	○
7.アドバイザー等支援体制の整備・拡充		○		○	○	○	○
8.地域交流の場としての町家活用	○	○				○	○
9.町家の維持・再生に取り組む地区の指定	○		○	○			○
10.歴史的町並みを形成している地区の区域指定	○	○	○	○		○	○
11.優良町家の認定、公開等	○	○	○	○	○	○	○
12.景観や町並みに関する協議会・NPO等の設立	○	○	○	○	○	○	○
13.市民の意識の啓発・高揚	○	○	○	○	○	○	○

「金澤町家継承・利用活性化基本計画」の施策項目に基づいて作成  
 [9, 10番の項目について]  
 大津市は「町家の維持・再生に取り組む地区指定」、加賀市、小松市、京都市は「歴史的町並みを形成している地区の区域指定」だが、どの市も町家に関する施策の意味合いをもつため、項目を連続して示す。

### ⑦住民組織・協働組織等の活動内容

住民組織等の主な活動内容を表4に示す。まちづくり協定等の立案、推進の施策が実施されていない津山市、加賀市では協働組織の活動内容の項目が少ない。まちなみ協定が締結されている地区をもつ大津市、京都市、小松市、金沢市等では、協働組織やNPOの活動もさかんに行われている。

このことから、行政・住民・事業者などによる協働組織やNPOが活発に活動していくことで、地域住民の気運が高まり、町家の整備が促進されていくのではないかとと思われる。

表4 住民組織・協働組織・NPO等の活動内容

項目	津山市	加賀市	大野市	大津市	京都市	小松市	金沢市
1.まちづくり協定等の立案、推進				○	○	○	○
2.先進地視察、セミナー、勉強会等		○	○	○	○	○	○
3.まちづくり協議会、委員会等の有無	○	○	○	○	○	○	○
4.景観整備地区指定等への関与		○	○	○	○	○	○
5.補助金交付申請等への関与	○	○	○				○
6.協働組織(※1)・NPO等の有無			○	○	○	○	○
7.専門家の派遣				○	○	○	○
8.町家に関する相談事業		○	○	○	○	○	○
9.町家の機直し		○		○	○	○	○
10.協議会等に対する助成			○			○	○
11.まちづくりファンドの設立						○	

協働組織・NPO等の活動内容の項目「京都市景観・まちづくりセンター」の活動内容をもとに作成

※1 行政・住民・事業者などによる組織

【各市の組織】  
 ・津山市：城東町並保存会、津山市景観整備委員会  
 ・加賀市：町屋再生協議会、NPO法人歴町センター大聖寺  
 ・小松市：こまつ町家情報バンク、材木町地区歴史文化回廊まちづくり協議会等  
 ・大津市：大津百町 町家しょうぼうかん、坂本地区まちづくり協議会等  
 ・京都市：京都市景観・まちづくりセンター、祇園町南側地区協議会、他市民団体・職能団体：16団体  
 ・大野市：まちづくり協定締結地区(6地区)、景観形成地区内の活動団体(3団体)等  
 ・金沢市：金澤町家研究会

(2)盛岡市鉾屋町における歴史的街並みの保全に向けた取り組みと展開

### ①盛岡市の歴史的街並み保存の経緯

1999年に策定された観光推進計画では、歴史的建造物の保存活用に力を入れた諸施策が展開された。また2006年度に盛岡ブランド推進計画が策定され、歴史的街並みの保存活用が主要プロジェクトとして位置付けられた。その後「盛岡市街並み保存活用計画」調査事業を受けて、2008年に盛岡市歴史的街並み保存活用基本計画(以下、「基本計画」とする。)が策定されている。

一方、鉾屋町では1997年に地区を横断する幅員28mの都市計画道路が事業決定された。工事が進み中で2003年に地域住民を中心とする活動団体が発足し、歴史的資源を残す活動を始めた。その後盛岡ブランドの主要プロジェクトに歴史的街並みの保存活用が位置付けられ、塾と行政との協働の取り組みが開始した。2006年度の歴史的街並みの調査事業を塾と行政が協働で実施し、2008年の基本計画で鉾屋町は重点保存地区として指定された。この動きを受け、町家等の保存活用が進むことを前提に2009年に都市計画道路の一部廃止が決定した。

### ②鉾屋町における町家等改修の取り組み

2007年度に観光案内施設「大慈清水御休み処」と旧八百倉町家の2軒の町家が整備されている。

大慈清水御休み処は2007年度に改修し、

住民の活動拠点、地区に訪れる人々のための休憩所として開放している。旧八百倉町家も御休み処に続いて町家改修モデル事業として市の助成を受けて2007年度に改修された。現在は改修相談サロンとして活用されている。またその改修事例をもとに町家等改修マニュアルが作成された。

2008年から2009年にかけて、旧八百倉町家において毎週末に改修相談サロンが開設された。2009年からは「盛岡まちなみ研究会」が旧八百倉町家に事務局を設置し、相談窓口を常設している。

表5に改修相談サロンの見学者数と相談件数を示す。2008、2009年度に改修された町家はいずれも改修相談サロンで相談され、改修の実施に至ったものである。このことから改修相談サロンの効果がうかがえる。

表5 改修サロンの見学者数と相談件数

年	日付	見学者数	相談件数	相談内容	現地確認	調査件数
2008	9月	71	10件	町家改修	5件	2件
	10月	54		重点地域		
	11月	60		隣接地域	6件	5件
	12月	92		民家改修		
2009	1月	59	1件	貸したい	1件	
	2月～3月1日	72	2件	借りたい	1年以内	
	3月	126	1件	売買		立会
			2件	商品		
合計		534	1件	新築外観	1年以内	提案

(盛岡まちなみ整備 渡辺氏より提供) ※2008年9月～2008年3月間の件数である

表6 町家等の改修実績

区分	金額	件数	摘要		
			軒目	補助対象事業費	交付補助金額
2008年度	1,563,000円	1件	1	3,126,860円	1,563,000円
			2	670,000円	335,000円
			3	2,520,233円	1,260,000円
2009年度	6,000,000円	4件	4	6,090,000円	2,000,000円
			5	4,973,000円	2,405,000円

※改修サロン訪問：1件目は2008年9月、4件目は同年9月、5件目は同年10月  
 ※相談内容(表3参照)：1件目は「改修(隣接地域)」、4件目は「改修(重点地域)」、5件目は「売買」  
 ※2・3件目は2009年3月以降に相談しているため、表3との関連はない。  
 ※5軒目は市の予算が600万円のため金額が補助対象事業費の1/2に達していない。また内部公開を了承しており(店舗のため)、補助金額が200万円を超えている。  
 (「歴史的街並み整備事業補助金の概要」より作成)

### ③町家等の改修の現状

これまでに改修された町家のほとんどは、鉾屋町の中でも町家の密集している地域に立地している。しかし、次のような地域の現状に照らしてみると改修は進みづらいといえる。(1)町家が密集している中心的地区では住民の半数以上が高齢者であり、改修しても継続して住む若い世代がいないため改修に消極的な人が多い。(2)改修相談サロンも改修を希望する人には認識されているが、関心のない住民にとっては認知度が低い。(3)市の予算が限られていることから助成額に限度があり、改修軒数を増やせない。(4)工務店が町家の改修方法を知らないため、工事を敬遠することもある。

盛岡市では2008年から歴史的建造物等の整備に係る改修助成制度を定めている。

### ④現在の鉾屋町の動向

これまでの活動を受けて、改修助成制度の

創設、都市計画道路の見直しが決定し、2010年度には「全国町並みゼミ」盛岡大会が開催された。

一方、主体間の温度差によるずれ違い、地区による意見の相違、各専門家、NPO等の支援活動の継続性等に多くの課題点もある。そのため2009年度には活動体制の見直しを図り、多様な主体間と鉾屋町を含む周辺地域全体をマネジメントするために「盛岡まちなみ研究会」が設立された。この事業は地域の歴史的資源を活かしたまちづくりを目指したものである。そして鉾屋町では町家等の保存活用の取り組みから住民の活動が広がり、地域全体のまちづくりへと転換が図られた。

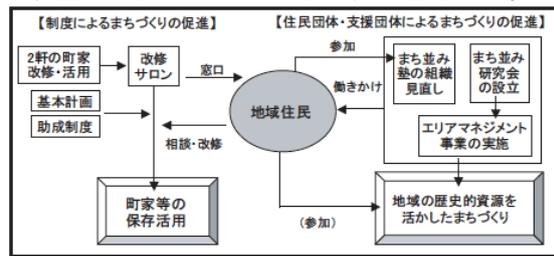


図2 鉾屋町の活動イメージ

### (3)町家等利活用による若者のソーシャルネットワーク形成とその効果

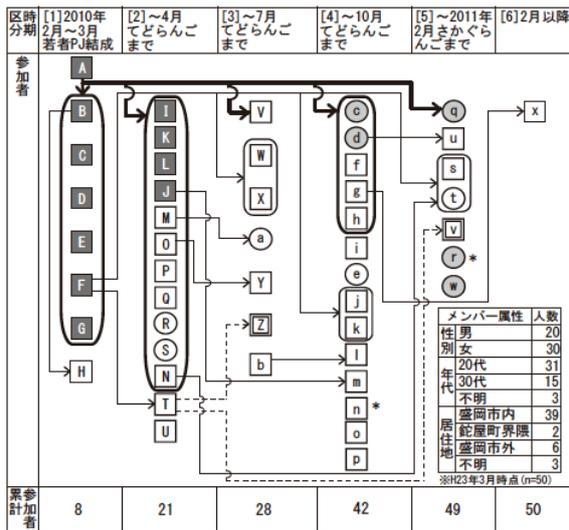
#### ①若者プロジェクトの結成と展開

これまでの地域活動により、町家の周知活動や官民の連携体制構築等の成果が見られる一方で、高齢化や定住促進、町家の継承等の課題があり、住民からは若者の活力を求める声がみられていた。全国町並みゼミ盛岡大会(2010年)の開催を受けて、若者により『もりおかワカものプロジェクト(以下、若者PJ)』が結成された。従来の活動に関わっていた30代の社会人2人が世話人を務め、メンバーは当初大学生等十数名だったが、現在は20代～30代の学生や社会人50名が参加している(図3)。

2010年度は計4回の手づくり市を主としたイベントが開催された。若者PJのメンバーには創作活動を行う者が多く、一回目は一軒の町家でメンバーによる手づくり市や飲食処等が開催された。

#### ②若者PJメンバーの形成過程とその意義

若者PJメンバーの形成過程を図2に示す。世話人Aから誘われた者を「一次メンバー」、以下図2の定義に示すように「二次メンバー」、「三次メンバー」とする。図3より世話人Aから誘われた一次メンバーに加えて、一次メンバーが誘った二次メンバーが多いことがわかる。つまり、若者PJが、知り合いから知り合いといった二次的な人のつながりの層で構成されていることがわかる。また出店者からメンバーになった者(a, e等)など多様な機会によりメンバーが集まっていることがわかる。



【語句定義・凡例】	定義内容	失印	人の表記
一次メンバー	世話人Aから誘われた人	(太矢印) →	□ (※)
二次メンバー	一次メンバーから誘われた人	(細矢印) →	○ (※)
三次メンバー	二次メンバーから誘われた人	(点線矢印) →	● (※)

※□表記の内色付きは全国町並みゼミ在席・成田大会参加者、さらに失印もしくは\*表記のないものは参加経緯不明

図3 若者PJのメンバーの形成過程

表7 若者にとっての活動の意義

分類	自由記述(抜粋)
出逢い・交流の場(12)	交流の場/新しい出逢いがある場所/人との関わり
挑戦・成長・経験・勉強の場(11)	力試し/盛岡を元気にする挑戦の場/イベント運営の学びの場/成長の場所/まちづくりへの思いや考えを伝える貴重な場
楽しみ・息抜きの場(10)	生活の中の楽しみ/会話を楽しむ場所/息抜きの場
自分の本業とつなげる場(6)	自分の事業とのつながりを見つけ、広める/自分の商品を色々な人に宣伝したい
居場所・存在としての場(5)	喜びを共有する/ほっとできる/想いのつまった場所
実現・可能性の場(4)	考えや発想を実現できる場/城下町盛岡の姿を伝える媒体/地場でできる新たな活動の可能性
地域住民にとっての場(1)	地域活動

※(質問・自分にとって若者PJとは)2011年2-3月アンケート実施(n=33)、自由記述を内容によって分類整理、  
Uは回答数

さらに、若者PJの活動は若者にとって自身の作品を出店・展示する機会や自分達が考えた企画を実践する機会となっていた。また、地域の住宅を借りることから住民との交流が生まれ、地域活動への協力へと展開していることもわかった。表7に示すアンケート結果からは、活動自体がメンバーにとって生活の楽しみや交流の場、居場所となっていることがわかる。

③若者の町家等の利活用がもたらした効果  
来場者は20代～30代の若い世代が多く、また初めて町を訪れた人が多いことがわかった。地域住民にとっては、若い世代が来訪したことで新たな賑わい創出の機会となり、日常生活でも若者との交流機会が増えることになった。出店者にとっては、町家等での出店の機会と多様な人々との交流の機会となったといえる。

また、若者の活動が鉾屋町で促進された要因として3つの理由が考えられる。一つは、これまでの活動から地域に外部主体が関わる下地ができていたことである。次に、地域住民と親交のあった世話人が住民と若者の交流やきっかけづくりを柔軟に行ったことである。さらに、公開施設として整備された二軒の町家のうち一軒を若者の活動拠点とすることができたことである。

(4)まとめ

研究では、はじめに先進的自治体の町家等の改修助成に関する施策を整理した。その結果、助成制度が景観保全に効果的であることと、まちづくりの推進につながっていることを明らかにした。また、住民組織等の活動に関しては協働組織やNPOの活動がさかんなほど、地域住民の活動が活発化されている傾向があることも明らかにした。

次に、盛岡市鉾屋町では町家の改修助成制度や改修モデルの町家が整備されることで、住民団体、専門家による支援団体が設立し、町家等の保存活用や地域の歴史的資源を活かしたまちづくりへ展開していることを明らかにした。

さらに、住民組織によるこれまでの活動という下地と、住民と若者をつなぐ世話人の存在、活動拠点となる町家の存在によって、若者が町家等を活用した手づくり市等を開催し、若者と住民との交流や新たな賑わい創出の機会となった。

以上より、歴史文化景観の利用価値を高め、緩やかで信頼できるネットワークを築くことで景観保全・形成に向けたあたらしいマネジメント主体の構築が可能となることが明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

①三宅諭、細川絵未、景観まちづくりへ向けた町家等改修助成制度の運用状況と課題、日本建築学会東北支部研究報告集、査読無、73巻、2010、187-190

②三宅諭、景観からはじまるまちづくり 北上市の事例、日本建築学会大会(北陸)都市計画部門PD資料集、査読無、2010、55-56

③三宅諭、地域主体による景観まちづくりを目指して、日本建築学会大会(東北)都市計画部門研究懇談会資料集、査読無、2009、73-76

〔学会発表〕(計2件)

①三宅諭、細川絵未、町家等利活用による若者のソーシャルネットワーク形成とその効果、日本建築学会大会(関東)、2011.8.24、早稲田大学(発表確定)

②三宅諭、細川絵未、盛岡市鉾屋町における歴史的街並みの保全に向けた取り組みと展開、日本建築学会大会(北陸)、2010.9.10、富山大学

6. 研究組織

(1)研究代表者

三宅 諭 (MIYAKE SATOSHI)  
岩手大学・農学部・准教授  
研究者番号：60308260